

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

- | | | |
|--|---------------|---|
| ○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 | (市町村課) | 一 |
| ○森林法施行細則の一部を改正する規則 | (自然保護課) | 二 |
| ○旅館業法施行細則の一部を改正する規則 | (食と暮らしの安全推進課) | 四 |
| ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | (子育て社会推進課) | 四 |
| ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 | (子ども・家庭支援課) | 五 |
| ○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 | (障害福祉課) | 五 |
| ○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 | (同) | 六 |
| 訓 令 甲 | | |
| ○会計年度任用職員のうち単純な業務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令 | (人事課) | 七 |
| ○単純な業務職員の用語の整理のための関係規程の一部を改正する訓令 | (同) | 七 |
| ○本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令 | (市町村課) | 七 |
| 企 業 局 | | |
| ○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程 | | 七 |
| 議 会 | | |
| ○宮城県議会会議規則の一部を改正する規則 | | 八 |
| ○宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規 | | |

程の一部を改正する訓令

○宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する訓令

教育委員会

○宮城県教育委員会に属する単純な業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

○博物館法施行細則

○宮城県美術館管理規則の一部を改正する規則

○東北歴史博物館管理規則の一部を改正する規則

○事務職員等研修規程の一部を改正する訓令

○宮城県教育委員会に属する単純な業務職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

○宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な業務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

○宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な業務に雇用される者であるものの勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

監査委員

○宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十七号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成十四年宮城県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)別記様式第二の様式によるものに限る。)」を「個人番号カード」に改める。

第十一条第二十九項中「修学資金等」を「修学資金」に改める。

様式第一号及び様式第四号中「写真付き住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものをいう。)」を「個人番号カード」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に提出された改正前の住民基本台帳法施行細則様式第一号又は様式第四号でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ改正後の住民基本台帳法施行細則様式第一号又は様式第四号とみなす。

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則(平成十二年宮城県規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 防災施設の維持管理方法を示す書類

六 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類

第三条第一項中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同条第二項中「様式第五号」を「様式第四号」に改め、同条第三項中「様式第六号」を「様式第五号」に改める。

第四条第一項中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同条第二項中「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同条第三項中「様式第五号」を「様式第四号」に改め、同条第四項中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同条第五項中「様式第九号」を「様式第八号」に改め、同条第六項中「様式第十号」を「様式第九号」に改め、同条第七項中「様式第十一号」を「様式第十号」に改め、「登記事項証明書」の下に「(これに準ずるものを含む。次項第三号において同じ。)」を、「書類」の下に「、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード)をいう。次項第三号において同じ。の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類」を加え、同条第八項中「様式第十二号」を「様式第十一号」に改め、同項第三号中「書類」の下に「、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 開発行為に關し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)

第四条第八項に次の二号を加える。

五 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

六 施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類

第四条の次に次の一条を加える。

(防災施設の設置の完了)

第四条の二 林地開発許可を受けた者は、防災施設の設置を完了したときは、知事に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出は、設置が完了した防災施設の施行状況を示した写真を添付して、様式第十二号による届出書を提出して行うものとする。

第七条第一項中「、開発行為に係る面積が十ヘクタール以上で、かつ、当該開発行為の期間が三年以上のときは」を削る。

様式第一号中

「 開発行為の完了予定年月日	
」	を
「 開発行為の完了予定年月日	
」	を
「 開発行為の施行体制	
」	に、

「 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。

「 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づき環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。

3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。」

様式第三号を削り、様式第四号を様式第三号とし、様式第五号を様式第四号とする。

様式第六号中

「 開 発 行 為 の 期 間	
-----------------	--

を

「 開 発 行 為 の 期 間	
開 発 行 為 の 施 行 体 制	

に改

め、同様式を様式第五号とし、様式第七号を様式第六号とし、様式第八号から様式第十号までを一様式すし繰り上げる。

様式第十一号中

「 法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類を添付すること。

を

「 法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類を添付すること。

を

め、同様式を様式第十一号とする。

様式第十一号中

「 被 承 継 人	住 氏 所 名
-----------	---------

を

「 被 承 継 人	住 氏 所 名
開 発 行 為 の 施 行 体 制	

を

「 (3) 法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

を

(4) 資金計画書及び資金を調達する方法を証するための残高証明書、融資証明書その他の書類

「 (3) 法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写

し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

(4) 開発行為に関するし、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

(5) 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

(6) 施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類

め、同様式を様式第十一号とする。

様式第十一号の次に次の一様式を加える。

を

様式第12号 (第4条の2関係)

(仮設) 防災施設の設置完了届

年 月 日

宮城県知事

殿

届出者住所

氏名

(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

(電話

)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為のうち、次のとおり(仮設)防災施設の設置を完了したので、森林法施行規則第8条第1項の規定により届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	
開発行為に係る場所	
開発行為の目的	
(仮設) 防災施設の設置完了内容	

注意事項

- 1 許可を受けた年月日及び許可の番号は、当初のものを記入すること。
- 2 設置が完了した防災施設の施工状況写真を示した写真を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正前の森林法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の森林法施行細則の規定によるものとみなす。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和三十三年宮城県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一の二の項卜中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年宮城県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

第四条第八号中ヌをロとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

- リ 幼稚園型認定こども園等の職員は、当該幼稚園型認定こども園等の子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十一号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の見出しを削り、同条第一項中「及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）を「等」に改め、「計画（以下）」の下に「この条において」を加え、同条を第四条の三とする。

第四条の次に次の見出し及び一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第四条の二 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第五条第二項中「必要な措置を講ずる」を、「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第五十四条第二項中「第十条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第六十三条に次の一項を加える。

7 条例第七条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業（法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。）を行う場所を除く。第六十七条の二において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童

発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第六十七条の次に次の見出し及び一条を加える。

（従業者）

第六十七条の二 条例第七条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第四項中「乳児四人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の下に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第五十四条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（令和三年規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第四条の二」を「第四条の三」に改める。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十二号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「法第二十九条第一項」を「同条第一項」に、「の額をいう。」を「の額をいう。」に改める。

第三十三条中「第三十二条」を「前条」に改める。

第三十三条の二中。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。を削る。

第三十七条第二項前段中「第三十六条」を「前条」に改め、同項後段中「第三十六条第二号」を「前条第二号」に改める。

第四十三条第二項及び第四十四条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第六十三条第八号、第七十九条、第七十九条の五、第一百九条、第一百九条の四及び第三百三十四条

第一項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第四百四十四条中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「連合会等」を「連合会等」に改める。

第四百四十六条及び第五百十条中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五百五十四条中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「限る。」と「を限る。」とに改める。

第五百五十四条の七中「又は」を「にあっては連合会」に改め、「連合会その他」の下に「同項に規定する」を加え、「厚生労働省令」を「主務省令」に、「定める者に委託」を「定める者（以下「連合会等」という。）に委託」に、「当該連合会等」を「当該連合会等」に、「当該連合会等」に、「当該連合会」を「連合会」に改める。

第五百五十七条第六項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五百五十八条第一項中「第五百五十七条第六項」を「前条第六項」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十五条第一項の改正規定（「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める部分を除く。）、第三十三条の改正規定、第三十三条の二の改正規定、第三十七

七条第二項の改正規定、第四百四十四条の改正規定（「厚生労働省令」を「主務省令」に改める部分を除く。）、第五百五十四条の改正規定（「限る。」と「を限る。」とに改める部分に限る。）、第五百五十四

条の七の改正規定（「厚生労働省令」を「主務省令」に改める部分を除く。）及び第五百五十八条第一

項の改正規定は、公布の日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

○宮城県規則第二十三号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

8 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第三条に次の一項を加える。

8 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第四十六条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第六十六条中「第六十二条の二第三項中「第三十四条」とあるのは「第三十六条第二項」とを削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第六十六条の改正規定は、公布の日から施

行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三号

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程（令和二年宮城県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、」の下に「職員として採用された日の属する会計年度の四月一日において施行されている」を加え、「以下」を「当該会計年度の四月一日に遡及して当該給料表が改定された場合においては、改定前の給料表をいう。以下」に改める。

第十七条第二項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の例」を「人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）第十七条の規定」に、「計算した額とする。」を「計算した額」に改める。

附則第二項中「（令和四年十月一日前に新たに準用給料表の適用を受ける職員となった者を含む。）を削り、「十一号俸」を「七号俸」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第四号

単純労務職員の用語の整理のための関係規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の用語の整理のための関係規程の一部を改正する訓令

次に掲げる規程の規定（題名を含む。）中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

一 会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程（令和二年宮

城県訓令甲第一号）第二条

二 会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの勤務時間、休暇に関する規程（令和二年宮城県訓令甲第二号）第二条

三 単純労務職員の給与に関する規程（昭和三十三年宮城県訓令甲第二十六号）の題名並びに第一条

第一項、第三条第三項及び第十六条

四 単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和元年宮城県訓令甲第二十五号）の題名

附 則

この訓令は、令和五年三月二十四日から施行する。

○宮城県訓令甲第五号

本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令

本人確認情報の管理に関する規程（平成十四年宮城県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第六項中「個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号）第四十六条第一項」を「個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年宮城県条例第七十二号）第六条第一項」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第四号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和五年三月二十四日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額」を「基準給料月額」に改め、同条第四項中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

第三条中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

附 則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第四項及び第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

議 会

宮城県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県議会議長 菊 地 恵 一

○宮城県議会規則第一号

宮城県議会会議規則の一部を改正する規則

宮城県議会会議規則（昭和五十年宮城県議会規則）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第十八条中「連署」を「その氏名を連記」に改める。

第八十八条第三項中「又は記名押印」を削る。

第一百六条第一項中「連署」を「その氏名を連記」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

○宮城県議会訓令第一号

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

宮城県議会議長 菊 地 恵 一

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

令

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例施行規程（平成十二年宮城県議会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「訂正の箇所に認印する。」を「報告書を訂正する」に改める。

第十五条の見出し中「通知等」を「通知及び公表」に改め、同条中「審査会の委員長」を「議長」に、「議長に対し審査の結果を報告した」を「審査会の委員長から審査結果の報告を受けた」に改め、「速やかに」の下に「審査の請求をした議員及び」を、「通知するとともに」の下に、「次条第一項の規定による意見書の提出の有無を確認の上」を加える。

第十五条の次に次の一条を加える。

（意見書の提出及び公表）

第十五条の二 被審査議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定による意見書が提出されたときは、審査結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

様式第一号から様式第五号までの規定中「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年三月二十四日から施行する。

○宮城県議会訓令第二号

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成十六年宮城県議会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「印」を削り、同様式別紙中「(注)」「所属議員名」欄には、当該公派に所属する議員が署名又は記名押印すること。」を削る。

様式第二号中「印」及び「(注2) 異動のあった所属議員の氏名欄には、当該議員が署名又は記名押印すること。」を削る。

様式第三号中「印」を削る。

様式第四号中「印」を削り、同様式別紙中「(注)」「所属議員名」欄には、当該公派が解散するとき又は当該公派が政務活動費の交付を辞退するときに当該公派に所属する議員が署名又は記名押印すること。」を削る。

様式第五号、様式第六号、様式第七号、様式第八号、様式第九号、様式第十号の二及び様式第十三号中「印」を削る。

「宮城県議会議長」を「宮城県議会議長」に改める。

「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

「宮城県議会議員」を「宮城県議会議員」に改める。

の政務活動費経理責任者)の訂正印を押しする」を「修正する」及び「見え消しを行い、該当職員(会派共通経費の場合は、会派の政務活動費経理責任者)の訂正印を押しする」を「見え消し修正する」に改める。

様式第十七号及び様式第十七号の二中「三」を削る。
附則
この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

教育委員会

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第二号

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年宮城県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条第一項中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

第二条第一項中「単純労務職員の給与に関する規程」を「技能労務職員の給与に関する規程」に、

「単純労務職員(以下「単純労務職員」を「技能労務職員(以下「技能労務職員」に改める。

第五条第一項及び附則第二項中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

博物館法施行細則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第三号

博物館法施行細則

博物館法施行細則(昭和二十七年宮城県教育委員会規則第六号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)の施行に

関し、博物館法施行令(昭和二十七年政令第四十七号)及び博物館法施行規則(昭和三十年文部省令第二十四号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(登録の申請)

第二条 法第十一条の登録を受けようとする者は、あらかじめ教育委員会が定める日までに、登録申請書(様式第一号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 法第十二条第二項の規定により前項の登録申請書に添付すべき当該博物館に係る同条第二項第二号の書類は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 地方公共団体 博物館の設置条例の写し

二 地方独立行政法人 当該地方独立行政法人の登記事項証明書

三 地方公共団体及び地方独立法人以外の法人 次に掲げる書類

イ 当該法人の登記事項証明書

ロ 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等

ハ 当該法人において、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)による再生手続又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)による更生手続を受けていないことを宣誓する書類

ニ 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類

ホ 当該法人において、自ら反社会的勢力に該当しないこと、反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類

3 法第十二条第二項の規定により第一項の登録申請書に添付すべき当該博物館に係る同条第二項第二号及び第三号の書類は、前項各号に定める書類のほか、次に掲げる書類とする。

一 博物館の運営に関する基本的な方針及びその公表方法を記載した書類

二 博物館資料の収集及び管理の方針を記載した書類

三 博物館資料の目録

四 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類

五 博物館の事業に関する収支計画を示す書類

六 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類並びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類

七 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類

八 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類

九 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面

十 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類

十一 博物館の事業に用いる建物又は土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類

十二 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類

十三 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

十四 その他教育委員会が必要と認める書類

(実地調査)

第三条 教育委員会は、法第十一条の登録、法第十八条第一項の勧告若しくは同条第二項の命令又は法第十九条第一項の登録の取消しを行うために必要な限度において、その職員をして、必要な調査をさせることができる。

(博物館登録原簿)

第四条 法第十四条第一項の博物館登録原簿は、様式第二号による。

(変更届)

第五条 法第十五条第一項の規定による届出は、様式第三号によるものとし、当該変更の事実を証する書類を添付してするものとする。

(定期報告)

第六条 法第十六条の規定による報告は、様式第四号により、当該博物館の事業年度終了後三月以内に行うものとする。

(廃止届)

第七条 法第二十条第一項の規定による届出は、様式第五号によるものとする。

(指定申請書の添付書類)

第八条 法第三十一条第一項の指定に係る指定申請書に添付すべき当該施設に係る省令第二十三条第

二項第二号の書類は、次に掲げる書類とする。

一 施設の運営に関する基本的な方針及びその公表方法を記載した書類

二 資料の収集及び管理の方針を記載した書類

三 資料の目録

四 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類

五 施設の事業に関する収支計画を示す書類

六 施設長及び学芸員に相当する職員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類並びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類

七 組織図等の施設運営を行う組織の態様を示す書類

八 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類

九 施設の事業に用いる建物及び土地の図面

十 施設の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類

十一 施設の事業に用いる建物又は土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類

十二 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類

十三 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

十四 その他教育委員会が必要と認める書類

(意見聴取等)

第九条 教育委員会は、法第三十一条第二項の指定の取消しを行うときは、あらかじめ、博物館又は指定施設に関し学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

2 教育委員会は、法第三十一条第二項の指定の取消しを行うために必要な限度において、その職員をして、必要な調査をさせることができる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

<p>様式第3号 (第5条関係)</p> <p>登録内容変更届</p> <p>宮城県教育委員会 殿</p> <p>博物館の設置者 名称 住所</p> <p>年 月 日</p> <p>博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>記</p> <p>1 博物館の概要 (1) 登録年月日 (2) 登録番号 (3) 博物館の名称及び所在地 名称 所在地</p> <p>2 変更事項</p> <p>備考 変更の事実を証する書類を添付すること。</p>	
<p>様式第4号 (第6条関係)</p> <p>定期報告書</p> <p>宮城県教育委員会 殿</p> <p>博物館の設置者 名称 住所</p> <p>年 月 日</p> <p>博物館法第16条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p>記</p> <p>1 博物館の概要 (1) 登録年月日 (2) 登録番号 (3) 博物館の名称及び所在地</p> <p>2 運営状況 (1) 当該年度における事業計画 (2) 当該年度における予算 (3) 当該年度の開館日数及び来館者数</p> <p>備考 本定期報告書は、事業年度終了後3か月以内に提出すること。</p>	

宮城県美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第四号

宮城県美術館管理規則の一部を改正する規則

宮城県美術館管理規則（昭和五十六年宮城県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 美術館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

第二条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 美術作品及び美術に関する資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東北歴史博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第五号

東北歴史博物館管理規則の一部を改正する規則

東北歴史博物館管理規則（平成十一年宮城県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「保管し、」の下に「並びに」を加え、同条第二号中「関する専門的、技術的な調査研究を行う」を「係る電磁的記録を作成し、公開する」に改め、同条第三号中「に関する講演会、講習会、研究会等を開催する」を「の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行う」に改め、

同条第四号中「の利用に関し必要な説明、助言、指導等」を「に関する専門的、技術的な調査研究」に改め、同条第五号中「頒布する」を「頒布する」に改め、同条中第八号を第十号とし、同条第七号

中「相互貸借」を「相互貸借等」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

第二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 博物館資料に関する講演会、講習会、映画会、研究会等を開催すること。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第二号

事務職員等研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

事務職員等研修規程の一部を改正する訓令

事務職員等研修規程（昭和五十二年宮城県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。別表第三の項4中「宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則」を「宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年三月二十四日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の勤務時間等に関する規程（令和元年宮城県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年三月二十四日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程（令和二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「給料表は、」の下に「職員として採用された日の属する会計年度の四月一日において施行されている」を加え、「単純労務職員の給与に関する規程」を「技能労務職員の給与に関する規程」に改め、「給料表（」の下に「当該会計年度の四月一日に遡及して当該給料表が改定された場合にあつては、改定前の給料表をいう。」を加える。

第七条第二項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の例」を「人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）第十七条の規定」に改める。

附則第二項中「（令和四年十月一日前に新たに準用給料表の適用を受ける職員となった者を含む。）を削り、「十一号俸」を「七号俸」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定（「単純労務職員の給与に関する規程」を「技能労務職員の給与に関する規程」に改める部分に限る。）は、同年三月二十四日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第五号

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの勤務時間等に関する規程（令和二年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「宮城県教育委員会に属する単純労務職員の勤務時間等に関する規程」を「宮城県教育委

員会に属する技能労務職員の勤務時間等に関する規程」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年三月二十四日から施行する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員訓令第一号

宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

宮城県代表監査委員 吉 田 計

宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県監査委員事務局処務規程（昭和五十八年宮城県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年三月二十四日から施行する。